

医師の同意に基づき、  
健康保険が使える、  
出張マッサージです。

【TEL】0120-978-531  
【営業日】月～土  
(9時～18時)

【ホームページ】  
http://www.ss.konan.co.jp/life\_ic/

らいふマッサージ治療院  
市川店

食欲の秋ですね！  
ご高齢者のお食事、お任せください。

豊富なメニューで飽きのこない、  
安心安全なお弁当です。

メニュー一例  
ポテトコロッケ  
カリフラワーサラダ  
筑前煮  
しそ漬け大根 他1品

管理栄養士がメニューを作成しています。  
日替りメニューの他、月1回の行事食や節日も！

◆安否確認 OK ◆1食からお届け  
◆土日も配達 ◆昼・夕2回  
◆刻み食・お粥対応 1食 ¥577 から

高齢者専門宅配弁当 (営業時間：8時～17時)  
宅配クック 1.2.3 中山店  
【TEL】0120-959-580

ぜひ無料試食をお申込み下さい。

家具修理  
& リフォーム

確かな技術で  
「買いたくない、直して使いたい」に  
お応えいたします！

家具の無料相談室 お気軽にお問い合わせ下さい

見積り無料

ソファ張替え イス張替え  
家具の塗り替え 家具の改造  
家具の高さつめ 家具の幅つめ  
家具部品取替え 桐タンス再生

家具製造販売・修理・リフォーム  
〒272-0801 市川市本町124-3 木曜定休

赤羽根家具  
TEL 047-337-8640

太陽光発電システム  
オール電化工事

家計と地球にやさしい  
光熱費ゼロの生活  
めざしてみませんか？

見積り、  
相談、無料!! お気軽に  
ご相談ください!!

地域唯一のシャープ・サンビスタ取り扱い特約店

【第一セントラル設備㈱】  
〒272-0816 千葉県市川市本町1-35-5  
TEL 0120-025-238  
HP http://faiyoko.com/

## 平成24年度 市営有料駐輪場の定期使用者募集

使用期間は平成24年4月1日～平成25年3月31日

▶10月19日現在の駐輪場利用者と空き待ちをされている方の手続き  
11月11日に使用申請書類を発送しました。住所変更などで書類が届いていない場合は、新規使用希望者と同じ手続きとなります。

### ▶新規使用希望者の手続き

申請書・要領配布 ①自転車対策課 ②総務課、南行徳市民センター、大柏出張所、各有料駐輪場  
必要書類 ①駐輪場使用申請書②運転免許証・保険証など(高校生以下は学生証)③原動機付自転車(50cc)の申請は「標識交付証明書」または「23年度軽自動車税(原付)納税通知書」の写し  
\*使用料減免対象の方は別途申請書類が必要ですので、お問い合わせください

受付場所 ①自転車対策課(郵送でも受け付けますが、添付書類の不備や申請内容に誤りがあった場合は無効)②総務課③各有料駐輪場(1回使用専用駐輪場を除く)  
締め切り 12月9日(金)までに必着※希望駐輪場に収容台数以上の申請があった場合は抽選。(締め切り後も随時受け付けますが、抽選の対象とはなりません)

☎334-1482 自転車対策課

### 案内図・料金表



市川地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第4	1,050円	-	-	-
第6	1,050円	100円	2,100円	210円
地下1階	2,100円	-	-	-
アイリンクタウン地下	2,100円	-	-	-

平成24年2月1日から八幡第8駐輪場は機械ゲート式となります。  
※料金は24時間ごとに100円です。なお、回数券は利用できません。



八幡地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,050円	100円	-	-
第2	1,050円	-	-	-
第5	1,050円	100円	2,100円	210円
第6	1,050円	-	-	-
第7	1,050円	-	-	-
第9	1,050円	-	2,100円	-
第10	1,050円	-	-	-
地下	2,100円	△(※)	-	-
第3地下	2,100円	-	-	-

東京メトロ東西線行徳駅

東京メトロ東西線南行徳駅

JR市川大野駅

JR下総中山駅

JR市川塩浜駅

東京メトロ東西線妙典駅

行徳地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,050円	100円	-	-
第2	1,050円	100円	-	-

南行徳地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第2	1,050円	100円	-	-
第4	1,050円	100円	-	-
第5	1,050円	100円	2,100円	210円

大野地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,050円	100円	2,100円	210円
第2	1,575円	100円	-	-
第5	1,575円	-	-	-

塩浜地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,050円	100円	-	-

妙典地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
第1	1,050円	100円	2,100円	210円
第2	1,050円	100円	2,100円	210円

中山地区	自転車		原付	
	定期	1回	定期	1回
下総中山	1,050円	100円	-	-

★料金表「定期」の金額は1ヶ月当たりの金額です。原則として使用月から年度末までの一括納付です。  
料金表「1回」の金額は使用1回限り24時間以内の金額です。  
24時間を超えて駐輪する場合は、24時間ごとに「1回」の料金が加算されます。  
★高校生以下は半額です。  
★地下駐輪場の使用時間は、午前4時30分から翌日午前1時30分までです。その他の駐輪場は24時間使用できます。



放置自転車とは、持ち主がその場を離れ、すぐに移動することができない自転車のことです。買い物などで店先の路上に停めてある自転車も駐輪の状態によっては放置自転車になってしまいます。通行や緊急車両の妨げとならないよう駐輪場をご利用ください。



市では、自転車が集まる7区域(JR市川駅本八幡駅市川塩浜駅市川大野駅東京メトロ妙典駅行徳駅・南行徳駅の周辺約200メートルを自転車等放置禁止区域に定めています。区域内に自転車などを放置すると、条例に基づいて撤去し、保管場所に移送します。※工作物に自転車をくっつけているチェーンなどは切斷して撤去します。

5ページ地図中の市川第7駐輪場は、放置自転車を減らす目的で設置された短時間利用専用の駐輪場で、最初の2時間が無料(その後2時間ごと100円)で利用できます。  
なお、八幡第5・八幡第10駐輪場にも同様のスペースを設けています。

買い物などに  
便利、2時間  
無料の駐輪場



放置自転車は  
迷惑で危険

放置自転車は  
撤去します

暮らしやすく安全なまちへ  
放置自転車をなくし、  
暮らしやすく安全なまちへ

昨年度の市内の放置自転車台数は、一日1,200台。十年前の約1万2,000台と比べると10分の1に減少しましたが、まだまだ後を絶ちません。放置自転車は、歩行者の安全な歩行を妨害して、他の人に迷惑をかけるばかりでなく、緊急車両進入の障害となり、人命救助の妨げにもなります。市では、市内及び隣接する13駅と3バス停などに、46の自転車等駐輪場(計3万5,910台収容)を設けています。皆さんが暮らしやすく安全な街にするために、自転車は必ず所定の場所に止めてください。(自転車対策課)

市川駅南口アイ・リンクタウン  
地下駐輪場に空きがあります

利用形態 定期利用専用  
利用料金 1ヵ月2,100円  
(高校生以下半額)  
開設時間 午前4時30分から翌日午前1時30分  
※上りスロープには電動のサイクルコンベアあり

保管されている自転車は所有者の引き取りを待っています

【平田保管場所】  
平田1丁目1413番4ほか(総武線高架下)  
☎324-3303

【新田保管場所】  
新田5丁目13番(総武線高架下)☎324-4356

【大野保管場所】  
大野4丁目2160-1☎338-5390

【千鳥町保管場所】  
塩浜3丁目2-7外 高速湾岸線千鳥町高架下  
☎090-1615-4664

【引き取り日時】  
水～金曜日、土曜日(第1・3・5)・日曜日(第2・4)の午後2時～7時※大野保管場所については水・木曜日休所

【持ち物】  
自転車の鍵、引き取る方の住所・氏名が確認出来る物(運転免許証・保険証・学生証など)

【撤去保管料】  
自転車3,000円、原付6,000円

自転車は車両です  
交通ルールを守って  
安全な運転を

自転車は、便利でエコな乗り物としてたくさんの方に利用されていますが、一方で周囲への注意を怠り、歩行者と接触して重傷を負わせたり、死亡させるという事故も発生しています。  
市は、平成23年4月に「市川市自転車の安全利用に関する条例」を施行し、小・中学生や高齢者などを対象とした交通安全講習会の実施や、市内6駅周辺で街頭指導を行うなど、市民の安全で快適な生活の確保に努めています。  
条例の施行から半年、いま一度自転車の交通ルールについて確認しましょう。

- ブレーキが未装備の競技用自転車(ピスト自転車)での公道走行は違法であり、非常に危険です。絶対に行わないでください。
- 原則として、車道を通行しなければなりません。
  - 車道を通行する際は、道路の左端の部分を通行しなければなりません。
  - 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、必要に応じて一時停止をするなど、歩行者の通行を妨げないように通行しなければなりません。
  - 飲酒運転、二人乗り、並進をしてはいけません。
  - 夜間などには、ライトを点灯させなければなりません。
  - 信号機のある交差点を通行するときは、信号を遵守し、信号機のない交差点を通行するときは、道路標識などを守り、安全確認をし、徐行して通行しなければなりません。
  - 小さな子どもの保護者は、子どもに乗車用ヘルメットを着用させましょう。
  - 傘を差すなど、視野を妨げたり、不安定な状態で運転してはいけません。
  - 携帯電話などを使用しながら運転してはいけません。
  - ヘッドホンで音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音が聞こえないような状態で運転してはいけません。
  - 歩行者で混雑する商店街、歩道や交差点を通行するときは、自転車を押して歩きましょう。

☎334-1453交通計画課